

みさと

農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第35号

令和6年8月1日
発行



就任のごあいさつ

会長 伊藤 恵子

町民皆様方には、農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。
改正農業委員会法の施行から三度目の改選を迎え、町議会の同意を得た十六名に対し、四月二十二日に町長より辞令が交付されました。委員一同身が引き締まる思いであります。昨年、農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」に変わりました。

地域計画とは、地域農業の将来の在り方を示したもので、農業委員会は農地の担い手を示した目標地図の素案を作成することとなりました。作成にあたっては、関係機関と連携し、出し手及び受け手の意向をもとに地域での話し合いを積極的に行い、地域農業を活かし、持続可能な農業農村を創り、次世代が安心して食料を生産できるよう作業を進めてまいります。

農業農村は今、生産者の高齢化や担い手不足等、農村を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。直面している諸問題に対応し、農地を守り活かす活動から、美里町の農業の振興と発展、魅力あふれる地域づくりに農業委員一同努力していきたいと思っております。

今後とも町民皆様の尚一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。

主な内容

P 2

- ・農業委員会新体制スタート
- ・農家相談日のお知らせ
- ・令和6年度事業計画

P 3

- ・農地の転用等
- ・農地の権利移動等の状況
- ・地域計画

P 4

- ・相続登記の義務化
- ・農地利用状況調査の実施
- ・編集後記

農業委員会新体制スタート

任期：令和6年4月20日～令和9年4月19日

4月22日に新しい農業委員に対する辞令交付式が行われ、議会の同意を得た16人に対して町長より辞令が交付され、新しい農業委員会がスタートしました。

また、同日、新体制による初の総会を開催し、会長、会長職務代理者や各委員会の委員を決定しました。

会長		農地委員会		農政委員会		被害防止対策委員会		会長職務代理者	
委員	副委員長	委員	副委員長	委員	副委員長	委員	副委員長	委員	副委員長
遊田 恭一	小嶋 勝雄	久道 雄一	古内 紀悦	佐々木 幸一	渡辺 雅保	伊藤 勝正	藤見 谷泉	後藤 卓太	久道 雄一
伊藤 勝正	藤見 谷泉	後藤 卓太	伊藤 勝正	藤見 谷泉	後藤 卓太	伊藤 勝正	藤見 谷泉	後藤 卓太	伊藤 勝正
伊藤 勝正	藤見 谷泉	後藤 卓太	伊藤 勝正	藤見 谷泉	後藤 卓太	伊藤 勝正	藤見 谷泉	後藤 卓太	伊藤 勝正

※「農地委員会」は、担い手への農地集積・集約化や遊休農地解消など農地の利用調整等を担当します。
 「農政委員会」は、農作業賃金や新規参入促進等を担当します。
 「被害防止対策委員会」は、農地や農作物に及ぼす被害等の防止対策を担当します。

農家相談日のお知らせ

農業委員会では、農家の皆さんの悩み・疑問に応えるため、農業委員による農家相談を開催しております。農地や農業に関する相談を受け付けますので、お気軽においでください（予約も可能です。）。

相談したい内容や希望日時がお分かりの場合は、農業委員会事務局（☎0229-58-1214）へ相談日前日までにご連絡いただきますようお願いいたします。

開催日 8月7日(水)、9月9日(月)、10月21日(月)、11月7日(木)、11月21日(木)

受付時間 午前9時から午前11時30分まで

場所 美里町南郷庁舎（農業委員会事務局へお越しください。）

※12月以降の農家相談日については、広報みさと及び農業委員会だより（12月1日発行）でお知らせします。

令和6年度

美里町農業委員会事業計画

- 令和六年五月二十七日開催の第六回総会において、事業計画を決定しました。主な内容は次のとおりです。
- 基本方針**
- 本委員会は、地域計画の目標地図素案作成等の大きな役割を果たしながら、世界農業遺産の認定を受けたこの大崎地域の農業・農村のより一層の振興・発展につなげるため、農業者の代表機関として農地の有効利用、担い手の育成・確保などについて、地域農業課題への積極的な関与に努めて参ります。
- 重点事項**
- ① 耕作者の権利の保全と取得の促進、農地の相続等の届出に関する周知徹底、優良農地の保全、違法転用の防止、農地利用調査による遊休農地の解消等に向けた取り組み、担い手への集積・集約化、農地等の利用の最適化の推進及び目標地図素案作成等の地域計画策定のための関与などの法令に基づく業務
 - ② 認定農業者及び家族経営協定や新規就農者などの多様な担い手の育成
 - ③ 町や関係機関に対する意見の提出、農業者年金への加入促進、相談業務及び農地中間管理事業への一元化に向けた推進などの農業経営・生産環境の整備促進
 - ④ 農業委員会活動の公表・周知

農地の転用等には、農地法の許可が必要です。

農地の転用・売買・賃借などは許可を受けてから

農地を売買したり、
貸し借りするとき

3条申請

- ◆農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- ◆資金保有や投資目的の売買はできません。
- ※農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律などにより農地を売買、賃貸借する方法もありますので、詳細はお問合せください。

自分名義の農地を
転用するとき

4条申請

- ◆農地を住宅・駐車場・資材置き場・工場・事業所などの農地以外のものに用途を変更するためには、農業委員会へ農地転用の申請を行い、県知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では主に次のことを審査します。
 - ①立地基準上、転用できる農地か
 - ②転用の目的は適正か
 - ③転用の面積は適正か
 - ④水利など必要な同意があるか
 - ⑤付近の農業に与える影響はどうか
 - ⑥転用の目的は確実に実現できるか
 - ⑦他の法令関係の手続きはなされているか

他人名義の土地を
買ってあるいは借り
て転用するとき

5条申請

美里町農業委員会総会等開催予定日

年 月	農地調査委員会	総 会
令和6年8月	15日(木)	23日(金)
9月	13日(金)	25日(水)
10月	16日(水)	25日(金)
11月	14日(木)	25日(月)

※各種許可申請書等の締切日は、毎月10日です。(※10日が土曜日、日曜日及び祝日のときはその翌日が締切日)

※各種行事等により日程は変更になることもありますので、その際はご了承願います。

※12月以降の開催日については、広報みさと及び農業委員会だより(12月1日発行)でお知らせします。

農地の権利移動・設定・転用等状況 (令和5年4月から令和6年3月まで)

項 目	事 由	件数	面積 m ²
農地として利用するための 移動 (農地法第3条許可)	所有権移転		
	売 買	19	59,612
	贈 与	8	8,796
	交 換	—	—
	競 売	—	—
	小 計	27	68,408
	賃貸借権の設定	9	65,206
賃貸借の解約(農地法第18条通知)	使用貸借権の設定	3	39,125
	合 計	39	172,739
		7	22,233
農地として利用するための 移動 (農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画)	利用権の設定(賃貸借)	109	809,475
	所有権移転(売買)	42	37,987
	所有権移転(交換)	1	3,063
	農地中間管理事業(賃貸借・使用貸借)	145	1,172,506
	合 計	297	2,023,031
農地の転用 (農地法第4・5条許可)	自 己 転 用	3	2,420
	権利移転を伴う転用	25	26,972
	合 計	28	29,392

「人・農地プラン」から 「地域計画」へ

「地域計画」とは従来の「人・農地プラン」に代わるもので、地域農業の将来の在り方を定めることに加え、地域の農地をどのように利用するのかを定めた目標地図を作成し、将来の地域農業の姿を明確にします。

美里町では、令和5年度に北浦・中埜・青生地区について、地域での話し合いを行い地域計画を策定しました。

令和6年度は南小牛田・不動堂・南郷地区において地域計画を策定することとしており、地域での話し合いや説明会の実施を予定しております。

詳細等が決まりましたら、町のホームページ等に掲載し、お知らせします。

令和6年4月から相続の登記の申請が義務化されました！

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（ただし、令和6年4月1日から3年間の猶予があります。）。

農地においては、相続登記がされていない場合、所有者への連絡ができない所有者不明農地となり、担い手への集積、集約化が進まないなど、適切な農地の利用、管理を妨げることとなりますので、早めに法務局への手続きをお願いします。

※相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することも可能です。

問合先 仙台法務局古川支局 0229-22-0510

農地を相続したら農業委員会へ届出ください。

農地を相続等により権利取得した場合は、所有権移転登記後、農業委員会へ相続したことの届け出が必要です。

農地利用状況調査の実施について

農業委員会は、農地法に基づき、7月30日(火)から8月2日(金)の4日間、農地利用状況調査(農地パトロール)を行います。農地に立ち入る場合もありますので、ご理解をお願いします。

調査の結果、遊休農地または遊休化の恐れがある農地を把握した場合には、今後の農地に対する意向調査を行います。ご協力願います。

【農地パトロールの目的】

- ①農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違反転用の発生防止・早期発見

農業者年金で 安心して豊かな老後を！

農業者年金は、次の要件を満たす方
ならどなたでも加入できます

国民年金第1号
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

- 老後の蓄えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

詳しい内容や加入のお申し込みは、農業委員会
又はお近くのJAにお問合せください。

編集後記

今年は六月以降晴天少雨で灼熱地獄と化すような気象状況で、今後の農作物への影響が心配されます。

美里町農業委員会は、今回の改選で女性農業委員が四名となり、様々な場面において活躍が期待される処です。

経済においては為替レートが一ドル百六十円を超え、どこまで円安が進むか懸念されます。農業生産資材価格への影響もさることながら、生活全体に関連するものであり今後の動向が気掛かりです。

委員会だよりは一年に二回の発行ですが、農業者の皆様に多くの話題情報を提供していきたいと思えます。

編集委員長 後藤 幸太郎

発行責任者

会長 伊藤 恵子

農業委員会だより編集委員会

編集委員長 後藤 幸太郎

副委員長 我妻 卓美

委員 邊見 勝寿

委員 小田嶋 勝美

委員 福田 なほ子

委員 久道 雄悦